

石原・沼江・今山・黒岩・星谷 立川・中山地区にお住まいの皆様へ

令和5年10月から、車を運転出来ない方の交通手段の確保を図るためのタクシー運賃助成実証実験を実施します。

1. 対象者

下記の条件を全て満たす方が対象者となります。

- (1) 石原・沼江・今山・黒岩・星谷・立川・中山地区に居住されている方
- (2) 四輪自動車の運転が出来ない方

2. 実証実験期間

令和5年10月1日（日）～令和6年3月31日（日）

3. 助成金額

タクシーチケット1枚510円（※立川地区のみ1枚1,060円）

4. 助成枚数

上限48枚（1か月8枚）

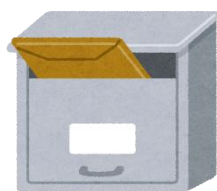
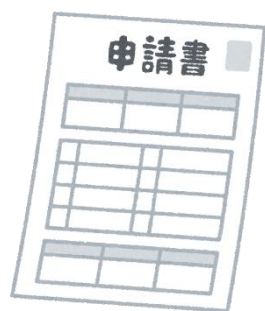
※利用開始時期により利用可能枚数は異なります。

ご利用方法

①役場総務防災課に来庁して申請書を記入してください。

②後日郵送にて役場からタクシーチケットが届きます。

③タクシーを利用する際乗務員にチケットをお渡しください。



※差額分はご利用者の実費負担となります。

※タクシーチケットは第三者への譲渡・換金等はできません。

○ 使用できる例

- 乗降車地が（1）の地区の場合だけ使用できます。

例：①自宅（星谷）から勝浦病院
②役場から黒岩中央橋
③自宅（石原）から友人宅（今山）

- 協力タクシー業者（横瀬観光）を利用する場合のみ使用できます。

✕ 使用できない例

- 乗降車地が（1）地区以外の場合

例：①勝浦病院から小松島病院
②道の駅ひなの里から横瀬商店街

- 協力タクシー業者（横瀬観光）以外のタクシー業者を利用する場合

- 有効期限切れのチケット